

活動ガイドラインの改訂について（2022年3月改訂版）

2022年3月31日

京信ジュニア・オーナー・クラブ
第22期 代表幹事 須田 真通

新型コロナウイルス感染防止対策と本会活動を両立させ、全ての会員にとって有意義な事業環境を提供することを目的に、活動ガイドラインを設定し、各JOC活動を実施頂いております。この度、ガイドラインの改訂を行いましたので会員の皆様にお知らせ致します。

●本ガイドラインの背景

近畿3府県に広がるJOCの各部会においては、その地域の感染状況および対策基準に差が生じるため、全ての部会を含めたJOC統一の基準を用いた場合は本来様々な事業等が実施できる可能性がある地域部会においても対面活動などを制限せざるを得ない状況が続いていました。

本活動ガイドラインでは、JOC全体で基本となる感染防止対策をとりつつ、各部会の活動をその地域の感染状況や対策状況に合わせて柔軟に対応できるようにすることに重きをおいております。また、本部の事業活動についても一定の基準を設け、感染防止対策を十分に検討した上で、対面を伴う事業を行うことといたします。

●基本ガイドライン（部会、本部共通）

- 1) 飲食を伴う対面活動・事業を実施する場合は、2022年4月1日以降、下記を遵守のうえ可能とする。
 - ①まん延防止等重点措置および緊急事態宣言の発令が無い場合は、対面時の飲食（アルコールを含む）の提供を可能とする。
 - ②飲食については各都道府県の感染防止対策認証制度を取得しているホテル・イベントスペース・飲食店、および京信 QUESTION（8階「DAIDOKORO」）・屋外において可能とする。（アルコールを含まない飲料の提供は他会場でも可能とする）
 - ③飲食時間は2時間程度を上限とする。
- 2) 対面を含む事業・会議・飲食等の可否および地域による開催可否判断については、別紙「コロナ対応一覧表」を参照のこと。
- 3) まん延防止等重点措置および緊急事態宣言の発令がある場合は、食事の提供は不可とする。（アルコールを含まない飲料の提供は可能とする）
- 4) 全ての活動は、国・自治体が推奨する感染防止対策を実施の上開催する。
- 5) 対面参加者の把握・記録を行う。（緊急時の連絡先）

●部会事業

- 1) 対面を伴う事業を計画する場合は、地域の感染状況・自治体対応を前提に、事業内容・開催場所（一般会場・施設、京信 QUESTION、京信各支店コミュニティーホール等）などを京都信用金庫・部会幹事店舗（部会事務局）の支店長と協議の上、計画・実施する。また、部会での幹事会も同様とする。
- 2) 部会事業の開催地域による可否判断については、別紙「コロナ対応一覧表」を参照の上、地域部会ごとに判断を行う。
- 3) 対面を伴う事業を実施する場合は、開催会場の感染防止対策ルール等を事前に確認し、これを遵守する。
- 4) 緊急事態宣言発令時は、オンラインでの事業のみを可能とする。発令下でのオンライン事業の運営は、感染対策を徹底の上、必要最低限での対面を可能とする。

●本部事業

- 1) 対面を伴う事業は、感染状況・自治体対応・各部会の広域性を前提に、事業内容・開催場所（一般会場・施設、京信 QUESTION、京信各支店コミュニティーホール等）などを京都信用金庫・JOC事務局と協議の上、計画・実施する。
- 2) 対面を伴う事業を実施する場合は、開催場所の感染防止対策ルール等を事前に確認し、これを遵守する。
- 3) 緊急事態宣言発令時は、オンラインでの事業のみを可能とする。発令下でのオンライン事業の運営には、感染対策を徹底の上、必要最低限での対面を可能とする。
- 4) 事業準備等の本部幹事会および委員会の会合等の開催については、緊急事態宣言発令時はオンラインミーティングのみ、まん延防止等重点措置適用期間中は京信 QUESTION においてのみ対面可能とし、平時は他会場・会議室等の利用も含めて可能とする。
- 5) 同好会の活動については各同好会長と本部で個別に策定した専用ガイドラインに従って活動を行う。

●期間

本改訂は2022年4月1日(金)より適用し、当面のあいだ継続とする。3ヶ月毎を目安に改訂等の検討を行う。

●注意事項

- 注1) 本基準は、まん延防止等重点措置および緊急事態宣言等の発令に関わらず、感染状況の変化など状況に応じて急遽変更となる場合がある。その場合、変更後基準の適応は以降のまん延防止等重点措置および緊急事態宣言の発令を基準とする。
- 注2) 部会・本部の全ての事業において、キャンセル・延期等に関わる費用は、部会事業は部会にて、本部事業は本部にて負担とする。
- 注3) オンラインによる活動についてはこの限りではない。

以上